

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万5千円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- **令和4年度住民税非課税世帯に該当すると思われるため、確認書に必要事項を記入して、早めに郵便で返送してください。**

給付金の支給額

1世帯あたり**10万5千円**

給付金の支給時期

長岡市が確認書を受理した日から
3週間後が目安です。

給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。
- 市から送付する確認書に記載された**口座に給付金を振り込みます**ので必要事項を記入して、**8月31日（水）までに郵便で返送してください。**



！ 感染症拡大防止のため、窓口を持参をせず郵送での提出にご協力ください。

【以下の項目について、確認書にチェックを入れてください】

- ① 住民税が課税されているの扶養親族のみの世帯ではないこと
- ② 住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないこと
- ③ 既に給付金の支給を受けた世帯又はその世帯主を含む世帯ではないこと

！ 確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

- この給付金には、原油価格高騰による光熱費等への対応のための**長岡市助成分（1世帯あたり5千円）が含まれています。**




お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 平日9:00～20:00

長岡市給付金専用コールセンター

 **0258-39-2347**

受付時間 平日8:30～17:15